

学校いじめ防止基本方針

平成26年2月 策定
甲府市立池田小学校

1 いじめ防止の基本的考え

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子にも、どの学級にも起こりうる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことを基本とする。

いじめを生まない学校づくりを目指す事はもちろんだが、日常生活で起こったささいな兆候でも、将来深刻ないじめになる可能性があることを認識し、この程度ならたいしたことはないと考えず、子どもの変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めることを基本姿勢とする。

2 いじめ防止の組織

「いじめ防止」への組織的な取り組みを推進し、「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策を行う。

※ 定期的に関き（隔月）、情報を整理し教育相談・観察・支援・指導等を検討しています。

※ 重大事態が起きた時は、校長は直ちに「いじめ対策委員会」を開き、対策を検討する。

いじめ対策委員会
校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，（学校評議員）

3 未然防止の取り組み

(1) いじめを許さない、自己有用感・自己肯定感を育む学校づくりに努める。

○児童理解に基づく学級経営、きめ細かい指導、基本的生活習慣と社会規範の定着、学習規律の確立・徹底、道徳教育の重視、特別支援教育の充実、将来へ夢を育むキャリア教育の充実など児童一人一人が「きまり」を守り、お互いに尊重し合い、学校へ来るのが楽しくなるような教育を推進する。

○「わかる授業づくり」「全ての児童が参加・活躍できる授業」を工夫する。

○異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

○校内研修などで「いじめ」について研修し、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く保つと共に、全職員で積極的に情報交換を行うなど共通理解を図る。また、取り組み評価をPDCAサイクルで行い、取り組み内容の検証を行う。

○校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の始めの職員会議等で学校基本方針の確認をする。

○教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。(校内研修・指導等)

○行事・会議を精選し、児童と向き合う時間の確保に努める。

○学校だけでは対応できない事案において警察等の関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」(交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など)をするように心がける。

○ネット上でのいじめがないよう、ネチケットなどネットを利用するマナーの指導を行う。

○児童会活動の中で、「いじめゼロをめざした児童会活動の推進」を行う。

4. 早期発見・早期対応の取り組み

(1) アンケートを定期的実施。実態を早期把握し早期対応する。

(2) 定期的にいじめ対策委員会を開催し、児童の様子を情報交換する中で、内容に応じた対応策を検討し全校体制で実施。

(3) 日常の子どもの生活状況を見取る。

○児童とのふれあいを通して様子を注意深く観察し、必要に応じ家庭との連絡を密に取る。

○月に病気以外で3日以上欠席した児童を把握し、原因を調べて早期対応。

○児童に関する情報は、校長・教頭にすみやかに報告。

○必要な情報は職員会議や打合せにおいて、全職員が共有して対応。

○保護者及び地域の方々からの情報収集をあらゆる機会を通して行い、早期対応。

(4) 気がかりな児童については、S Cと連携しながら、早期対応し、個別に教育相談を行う。

(5) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行う。

(6) いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、支援チームに依頼し、解決を図る。

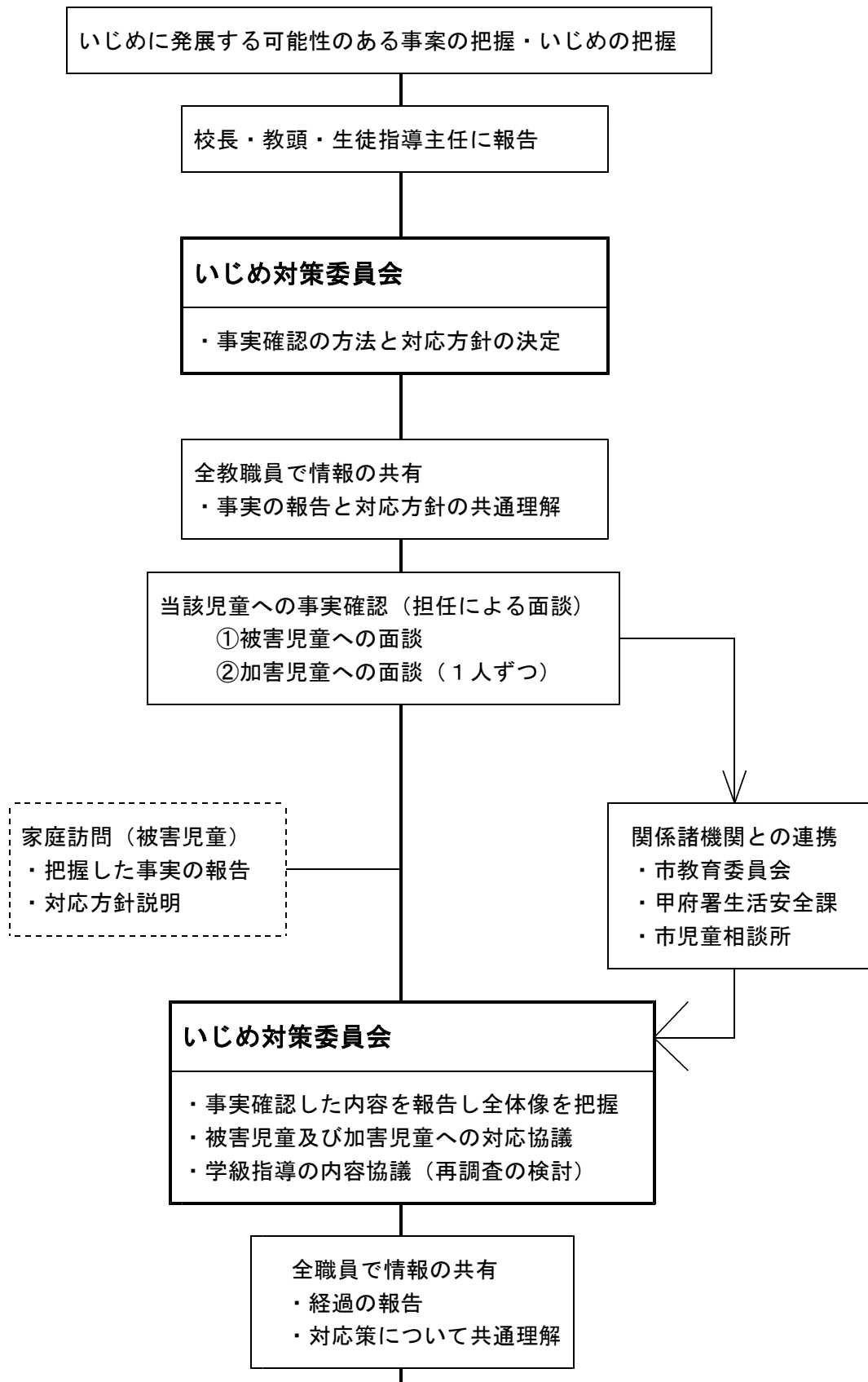
(7) インターネットを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に關係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

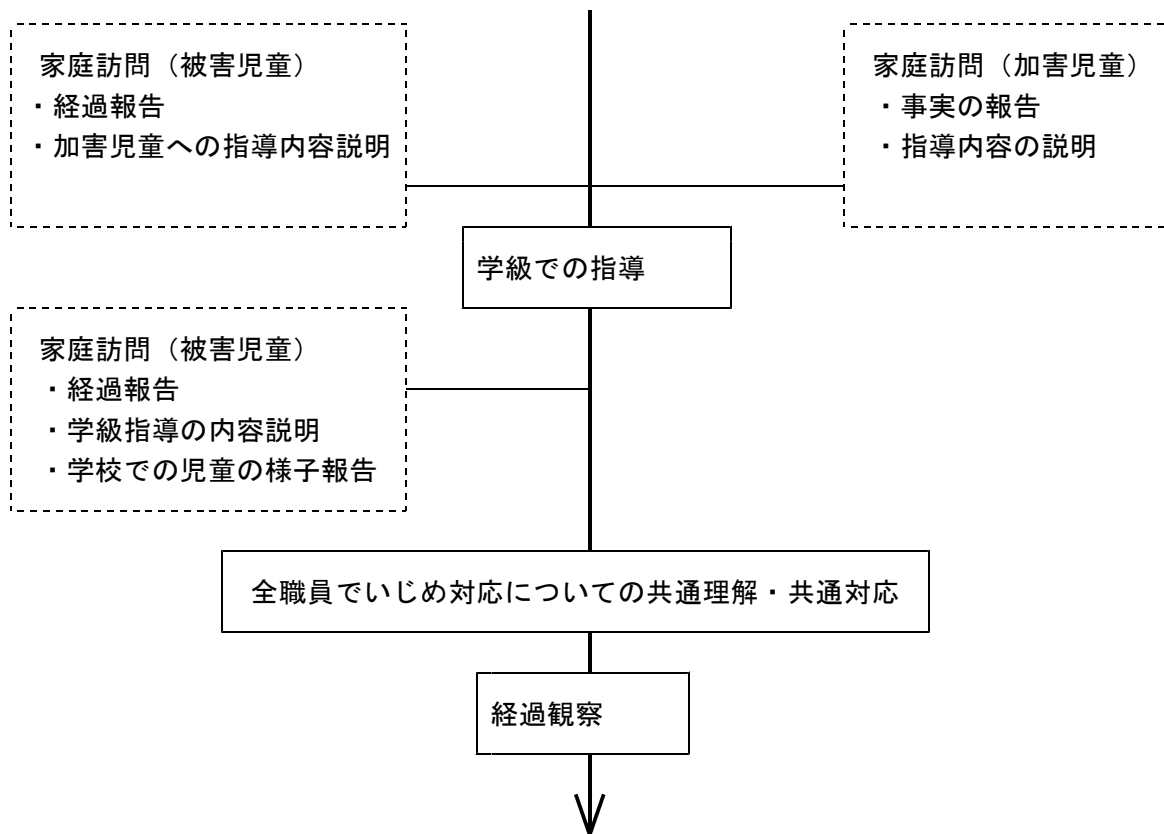
(8) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、關係機関と相談して対処する。

(9) 加害児童、被害児童の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

(10) いじめが起きた集団への働きかけを行う。

5. いじめへの対処（いじめを把握したとき）





6. その他の留意事項

- ① 関係児童への面談の記録を残す。（担任）
- ② いじめ対策委員会の協議内容，事案の対応の記録を残す。
- ③ いじめ問題が起きたときは家庭との連携をより密にし，学校側の取り組みについて情報を伝え，保護者からの家庭での様子や友だち関係についての情報を生かすようにする。
- ④ いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は，速やかに教育委員会に報告し，その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする

重大事態の例（甲府市いじめ防止基本方針より）

○生命，心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているケース

- ・不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とするが，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合も市教育委員会又は学校の判断で重大事態と考え，対処する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

- ⑤ 学校評価の中に，いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い，学校関係者評価と合わせてその結果を公表する。

7. いじめ防止指導計画の作成

	いじめ対策委員会 (5月・7月・10月・12月・2月)	全職員等の取り組み
1 学 期	<p>【4月】いじめ未然防止への取り組み内容の検討 いじめ等問題行動に対する学校方針の検討</p> <p>【5月】教育相談・アンケートの取り組みの検討</p> <p>【6月】教育相談・アンケートの実施</p> <p>【7月】教育相談・アンケートの分析・対応策の検討</p>	<p>【4月】いじめ防止基本方針の共通理解 未然防止の取り組みの確認</p> <p>【5月】児童・保護者・地域への周知 児童会活動の推進及び学級活動・授業の実施（～3月）</p> <p>【6月】 々 教育相談・アンケートの実施</p> <p>【7月】 々 教育相談・アンケート後の情報交換・指導対応いじめの校内研修会を開く</p>
2 学 期	<p>【8月】1学期の反省と2学期の取り組みの検討</p> <p>【9月】教育相談の取り組みの検討</p> <p>【10月】教育相談の分析・対応策の検討</p> <p>【11月】教育相談・アンケートの実施</p> <p>【12月】教育相談・アンケートの分析・対応策の検討 2学期の取り組み反省と3学期の取り組みの検討</p>	<p>【8月】夏休みの生活の情報交換</p> <p>【9月】様々な取り組みの実践（～12月）</p> <p>【10月】教育相談の実施</p> <p>【11月】教育相談・アンケートの実施</p> <p>【12月】教育相談後の情報交換・指導対応</p>
3 学 期	<p>【1月】教育相談の取り組みの検討</p> <p>【2月】教育相談・悩み相談箱の分析・検討</p> <p>【3月】3学期の取り組み反省 来年度のいじめ防止基本方針策定の原案づくり</p>	<p>【1月】冬休みの生活の情報交換</p> <p>【2月】教育相談の実施 いじめ防止基本方針の反省</p> <p>【3月】教育相談後の情報交換・指導対応 学校評価の地域・保護者への公表</p>
定 期 的 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の職員会議で、児童についての情報交換（教育相談に該当した児童を含む）をする。 ・教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように指導の在り方に注意を払う。 ・取り組み内容については計画的にPDCAサイクルに基づき評価・検討する。 ・児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。 	